

# 定期報告制度の改正について

定期報告制度の内容を定めた告示が改正され、令和7年7月1日から施行されます。告示では調査、検査の項目等が変更されますが、市では建築基準法施行細則(以下「細則」)を改正し、従来通りの定期報告を求めております。

## ＜告示改正概要＞

- ① 特定建築物と建築設備の調査項目が一部重複していたため、特殊建築物の調査項目から建築設備に関する部分を削除して整理した。
- ② 防火戸等(常時閉鎖)は特殊建築物の調査項目にしていたが、効率性に配慮し、防火設備の定期検査において実施することとした。  
(従来通りとすることも可能)

特定建築物 3年に1回

建築物の外部・内部など

①建築設備 削除

②防火戸等(常時閉鎖)削除

建築設備 1年に1回

一部重複

換気設備(中央管理方式)

非常用照明(バッテリー式を除く)

排煙設備(機械式)

①上記以外の建築設備

防火設備 1年に1回

防火戸等(隨時閉鎖)

②防火戸等(常時閉鎖)

特殊建築物の項目として3年に1回の報告も可能

## ＜細則改正概要＞

### 従来通りの項目等で定期報告を求める

- ・建築設備、防火設備の報告は1年に1回必要。
- ・報告者の負担が増大しないよう、従来通り特定建築物の報告時(3年に1回)の検査とする。
- ・調査項目は重複しないよう細則に定める。

特定建築物 3年に1回

建築物の外部・内部など

★以外の建築設備

防火戸等(常時閉鎖)

建築設備 1年に1回

★換気設備(中央管理方式)

★非常用照明(バッテリー式を除く)

★排煙設備(機械式)

防火設備 1年に1回

防火戸等(隨時閉鎖)

# ○山形市独自に追加する調査項目

山形市では告示の改正に伴い、定期調査の内容から外れる項目について細則を改正することで定期調査の調査項目として追加しています。

(1)	居室の換気	換気設備（第10条の2第1号に規定するものを除く。以下この表において同じ。）の作動の状況
(2)		換気の妨げとなる物品の放置の状況
(3)	特別避難階段	階段室又は政令第123条第3項第1号に規定する付室の排煙設備（第10条の2第2号に規定するものを除く。以下この表において同じ。）の作動の状況
(4)	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況
(5)	排煙設備	排煙設備の作動の状況
(6)	非常用エレベーター	昇降路又は政令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーの排煙設備の作動の状況
(7)	非常用の照明装置（第10条の2第3号に規定するものを除く。以下この条において同じ。）	非常用の照明装置の作動の状況
(8)		照明の妨げとなる物品の放置の状況
(9)	*各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況
(10)		扉の取付けの状況
(11)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況
(12)		固定の状況
(13)		人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉 作動の状況

## \*各階の主要な防火扉

- ①避難経路に設けられたもの ②吹抜きに面して設けられたもの ③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの  
④その他安全上必要なもの（前回の検査時に指摘があったもの）

# ○各階平面図に防火区画の明示が必要になります。

特定建築物定期調査の調査結果表に添付する各階の平面図には『防火区画』の明示が必要となります。報告の際は設計者等へ確認の上、報告ください。

## 様式のダウンロードはこちらから

定期調査報告（特定建築物） <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kurashi/tochi/1007259/1003557.html>

定期検査報告（建築設備） <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kurashi/tochi/1007259/1003556.html>

定期検査報告（防火設備） <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kurashi/tochi/1007259/1003530.html>